

## 第一節 ウィーン会議とウィーン体制

### 79 神聖同盟草案（一八一五年）

ロシア皇帝アレクサンドル一世の神聖同盟条約草案（一八一五年九月）

オーストリア皇帝陛下、プロイセン国王陛下、ロシア皇帝陛下は、ヨーロッパのこの三年間を際立たせた大事件の結果、とりわけ、神の摂理のみを信頼し期待した諸政府が率いる諸国家に神の摂理によって繰り返し恩恵が与えられた結果、諸国家が互いの関係においてかつて採用していた行動様式は完全に変えられねばならず、かつ、救世主たる神の永遠の宗教がわれわれに教える崇高な真理にのみ基づいた秩序をその代わりにするよう努めることが急務であると心から確信し、厳かに宣言する。

本文書の目的は、各々の国家の統治においても、他のあらゆる政府との政治的関係においても、この神聖な宗教の教え、すなわち、正義と慈愛、平和の教えのみを今後自ら

- (2) (3) (5) 削除。
- (4) 「三締約君主は固い」
- (6) 「改行なし」 「彼らは自らの臣民と軍隊に対して自らを家長と見なし、宗教と平和と正義を守るために自らが驅り立てられるのと同じ友愛の精神で臣民と軍隊を導くであろう。」
- (7) 「國家」 *État* を *puissance* に修正した。条約の締結に関する文脈で後者が用いられた。

【出典】 Комиссия по изданию дипломатических документов при МИД СССР, *Внешняя политика России XIX и начала XX веков*, серия 1, т. 8 (Москва, 1972), pp. 502-504, 516-517.

【解説】 いわゆる神聖同盟条約は、一八一五年九月二六日（露暦九月一四日）、ロシア皇帝アレクサンドル一世とオーストリア皇帝フランツ一世、プロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム三世によってパリで締結された。掲載した文書は、アレクサンドル一世がおそらく同年九月中旬ごろに、自筆で著し、自ら提案した同条約の草案である。この提案を受けて、オーストリア外相メッテルニヒがその一部を修正する案を作成し、それに基づいて神聖同盟条約は調印に至った。神聖同盟条約は国内関係や国際関係へのキリスト教原則の適用を謳っているが、メッテルニヒの修正は、君主の行動様式の変更を強調する草案の表現を省き、かつ、君主の権利への配慮を強めた。同条約にはその後ロシアの主導の下で、イギリスとローマ教皇を除き、非君主国のスイスを含むヨーロッパの全キリスト教国が参加した。「神聖同盟 Sainte-Alliance」は、やがて、ヨーロッパ各地の立憲主義やナショナリズム運動の高揚を弾圧して「ウィーン体制」を維持しようとする諸君主とその諸政策とを象徴する存在

の行動原則にするという彼らの固い決意を世界に宣言することにすぎない。この教えは、今日まで考えられてきたよう<sup>(3)</sup>に私生活にのみ適用されるのではなく、人類の諸制度を強固にし、その欠点を改める唯一の手段として、諸君主の決定に直接影響を与える、諸君主のすべての方策を導くべきである。

よって、三陛下は次の条文を協定した。

第一条 すべての人にお互いを兄弟として見ることを命じている聖書の言葉に従って、三締約者の臣民は眞の友愛の絆によって結ばれつづけるであろう。彼らは互いに互いを同胞と考え、あらゆる場合にあらゆる場所で支援と援助、救援を提供しあうであろう。

それぞれの軍隊についても同様であろう。各軍は、同様に、宗教と平和と正義を守るように定められた同じ軍隊の一部をなすものとしてのみお互いを見なすであろう。第三条 この文書を導いた神聖な原則を厳粛に認めようとするすべての国家は、……熱意と好意とをもってこの神圣な同盟に受け入れられるであろう。

(1) 本史料に付した傍線は調印文書で修正された部分であり、以下、対応する注はその修正の内容である。「採用すべき行動様式を、救世主たる神の永遠の宗教が我々に教える崇高な真理に基づかせる必要がある」

### 80 ウィーン会議（一八一四—一五年）

フランス外相タレイランがウィーンから国王ルイ一八世に宛てた書簡（一八一四年一月二二日）

陛下、メッテルニヒ氏とカースルレーヨンは、プロイセン政府に対して、ボーランド問題で共同歩調をとるよう説得しました。しかし、彼らがプロイセンの協力を当てにして抱いた希望は、長続きしませんでした。ロシア皇帝が数日前、プロイセン国王を晩餐に招いたのです。その際、二人が交わした会話の詳細のいく分かはアダム・チャルトリスキを通じて知ることができました。皇帝は国王に対してこれまでどれほどの努力を払ってきたかを述べたそうです。……国王は皇帝に、ボーランド問題で皇帝を支持することを誓いました。このプロイセンの態度の変化は、メッテルニヒ氏とカースルレーヨンをいたく狼狽させました。

……私はと申しますならば、私はメッテルニヒ氏が彼が認めている以上の讓歩をブロイセンに対し行うことでブロイセンの協力を取りつけたのではないかと疑つておりますので、ブロイセンがオーストリアとイギリスから離れたのは、むしろ我が国にとって良いことではないかと考えております。陛下に今後の推移をご覧いただければ、この私の予感が多くの事柄に裏打ちされていることをお分かりいただけることと存じます。(中略)

(イタリアについての)会議の後で、私とメッテルニヒ氏だけが残りました。私はボーランドとザクセンの問題を彼がどのように考えていて、どのような提案をするつもりかを知りたかったのですが、彼はその問題に触れることを避けていました。そこで私は、その問題について問う代わりに、メッテルニヒ氏自身のことだけを話題にしました。仕事も大事だが自分自身のことも考えなければならない、と旧い友人としての口調で私は彼に言いました。そして、純粋な動機から行動しても無駄である、もしその動機が広く世間に知られていなければ依然として曲解され中傷される、世間は結果でしか判断しないものだ、としました。

(1) ロシア皇帝アレクサンドル一世と親交があり、ロシアの外務大臣も務めたオーストリアの名門貴族で、ボーランドの自立

にも努力した。

【出典】*Lettre de Talleyrand à Louis XVIII, 1814. 11. 12. in: Charles-Maurice de Talleyrand, *Mémoires*, t. 2 (Paris, 1891) p. 443.*  
【解説】ナポレオン戦争後のヨーロッパの政治地図と領土の再編を確定するため、ロシア皇帝アレクサンドル一世、ブロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム三世、イギリス外相カースルレーニ卿をはじめとして、各国の外交團がウィーンに集まり会議を開いた。オーストリア宰相メッテルニヒの主宰の下で一八一四年九月に始まったこのウィーン会議は、結果的に、一八四年まで続く「ウィーン体制」を生み出した。

敗戦国フランスの代表は正統主義の首唱者外相タレイランで、彼はフランス革命前には司教であったが、革命勃発後の政界を巧みに遊泳し、総裁政府、統領政府、帝政期にもフランスの外交で大きな役割を果たしていた。タレイランはこの会議で、利害の食い違いを見せるイギリス、オーストリア、ブロイセン、ロシアの四大国間に巧みにくさひを打ち込み、会議後のヨーロッパの秩序においてフランスが影響力を確保するのに貢献した。採録したのは、タレイランが国王ルイ一八世に宛てた書簡で、旧ボーランド領併合を要求するロシアとロシアの西方進出を警戒するイギリス、オーストリアの対立が読みとれ、また激動期を生き延びたタレイランらしいしたたかな眼が窺える。

(林田伸二)

## 81 スイスの永世中立の承認(一八一五年)

スイスの永世中立とスイス領土の不可侵性の承認と保証に関する文書(一八一五年一月二〇日)

三月二〇日のウィーン声明に署名した列強は、本文書においてスイスの永世中立を正式・確定的に承認する。また、一部はウィーン会議文書により一部は当時のパリ条約により取り決められた新しい国境におけるスイス領土の保全と不可侵性を保証する。ここに抜粋のかたちで添付される一月三日の議事録通りに、スイス盟約者団に対しサヴォイ領から新たな領域を与え、カントン・ジュネーヴとスイスを結び、往来ができるようとする。(中略)

三月二〇日の声明に署名した列強は、当時の確定した文書によって、スイスの中立と不可侵性、並びに諸外国の干涉からの独立が、すべてのヨーロッパ諸国の真の利害と一致することを認める。

列強は、連合国部隊がスイス領土の一部を通過せざるをえないきつかけとなつた事件を根拠にして、スイスの中立と領土の不可侵性に関するスイスの諸権利に不利となる結論を引き出すことはできないし、すべきではないことを言

明する。五月二〇日の協定において諸カントンの自由な同意によって認められた部隊通過は、三月二十五日の同盟条約に署名した列強によって明らかにされていた諸原則に、スイスが公然と参加した自然の結果であった。

列強は、この試練の状況下にスイス住民が全体の公益のために、また、列強が一致団結して守った事柄を支持して、多大な犠牲を払う用意を示したことを高く評価する。また、そのスイスの行動によってスイスは、すべてのヨーロッパ列強が参加するよう必要とされたウィーン会議・当時のパリ条約・当該文書の諸規定によって保証される利益を享受するに値することを承認する。

(1) 列強八カ国が署名した一八一五年三月二〇日の「スイス問題に関するウィーン会議の声明」を指す。これによつて列強はスイスの永世中立を認めるとともに、スイスの諸カントンの領土を確定した。

(2) 一八一五年五月二〇日にスイス盟約者団は連合国に参加し、緊急の場合は連合国領内通過を認めることになった。

【出典】Anerkennungs- und Gewährleistungsurkunde der immerwährenden Neutralität der Schweiz und der Unverzichtbarkeit ihres Gebiets, 1815. 11. 20. in: *Neue Offizielle Gesetzesammlung des Kantons Bern*, Bd. I (Von 18. März 1715 bis 7. November 1822) (Bern, 1862), pp. 304-305.

【解説】ナポレオンがエルバ島を脱出し、パリに入城した一八一五年三月二〇日にウィーン会議は急遽スイスに対して「新しい国境におけるスイスの永世中立」を承認した。しかし、連合

中の月光は、五月一日は、スイスの監視者会議に重り、中立を放棄し、連合国側についた。この連合国側に対する貢献の結果、一月から始まった第二回パリ会議においてスイスはオーストリア、フランス、イギリス、ブロイセン、ロシアの五列強によって永世中立を国際法的に正式に承認されることになった。しかし、その内容は本史料に見られるように、当時の連合国側の軍事戦略上の思惑が大きく作用していた。フランスの再膨張に備えて、スイスの西部国境を強化し、スイスの武装中立を承認したことはスイスを連合国側、特にオーストリアの対フランスの防壁にしたといえる。

八  
ノイツ開拓同盟をなめる  
三言願書（一九一九年）

ドイツ連邦議会への請願書（一八九九年四月四日）

高貴なるドイツ連邦議会殿  
以下に署名にてフランクフ

ソの商人、工場主たちは、祖国の商業と営業の悲しむべき状況を憂い、われわれのその苦悩を除去し、援助をもとめるために、ドイツ国民の最高機関であるドイツ連邦議会に訴えることにした。多数の工場が操業を停止したり、弱々しい生命をやつとのことで保っているような状態にあることを知らぬ者はいるが、見本市や市場で外国商品が氾濫

を説明してきたと思う。(中略)

外から防衛するため、また内において国民の繁栄を増進させるため、すべてのドイツ諸邦の人々の力と利益を統一すること、それこそがドイツ連邦の目的である。ドイツ民衆の力は諸外国の武力によって脅かされているだけではな

諸外国の開拓地もまた、日本への輸入を制圧してゐる。その上、これは、必ず日本本邦の武力にてつてゐる。

はなく、ドイツ連邦全体の関税線によつてわれわれを守ることこそ、ドイツ連邦の義務であると明言する。ドイツ連邦という諸邦の同盟は、他の市民社会の諸機関とおなじように、すべての個人の統一に基づくものでないならば、形式として存在しても、本質としては存在していないことになつてしまふ。

(一八二二年)

一　國家の君主はその權威を以て四名を上回るギリシア人の地主貴族を国内に連れてきてはならない。その四名と

二　国内のすべての主教座およびすべての修道院はギリシ  
は外交顧問、財務顧問、警備顧問、文教顧問である。

【解説】一八一九年四月、フランクフルトの復活祭の見本市に

集まっていたドイツ各地の商工業者は、前年に施行されたフロイセンの新聞税制度を批判し新しい保護関税制度を要請すべくドイツ連邦議会に請願書を提出することになった。起草したのは、ヴュルテンベルクのロイドリゲン生まれで、当時デュービンゲン大学教授だったフリードリヒ・リストであった。この請願書は、四月二〇日に六八人の署名を添えて、連邦議会事務局へ提出された。一九世紀のドイツ統一にとって、関税問題は重要だった。三四年に成立したドイツ関税同盟は、オーストリア